

# 石川県公報

令和6年4月19日

第13700号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○包括外部監査契約の締結	(行政経営課) 1	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 6
○歳入の徴収事務の委託	(文化振興課) 1	○土地改良区の役員就任公告	(同) 6
○保安林の指定	(森林管理課) 2	○土地改良区の定款変更認可公告	(同) 6
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表 について(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、 かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖 流系群)の一部変更	(水産課) 2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(同) 6
○県道の区域の変更	(道路整備課) 2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(同) 7
○県道の供用の開始	(同) 3	○県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告	(同) 7
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 3	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同) 7
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 3	○基本測量終了公告	(監理課) 8
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 4	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 8

## 告 示

### 石川県告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

- 包括外部監査契約の期間の始期  
令和6年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
古谷 まゆみ  
野々市市稲荷3丁目100番地18
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、必要に応じ概算払をすることができる。

### 石川県告示第152号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
兼六園・文化施設共通利用券(兼六)	金沢市広坂2丁目2番	公益財団法人石川近代	令和6年4月1日から

園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門二の門、石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川四高記念文化交流館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務	5号	文学館	令和7年3月31日まで
石川県立歴史博物館・公益財団法人藩老本多蔵品館共通入場券に係る使用料の徴収事務	金沢市出羽町3番1号	公益財団法人藩老本多蔵品館	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

### 石川県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林の所在場所  
金沢市小原町ツ97の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第154号

令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）（令和5年石川県告示第487号）の一部を令和6年4月9日に次のとおり変更したので公表する。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第3 まいわし対馬暖流系群		第3 まいわし対馬暖流系群	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 35,900トン		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 40,900トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県中型まき網漁業	6,000トン	石川県中型まき網漁業	6,000トン
石川県その他漁業（定置漁業等）	18,000トン	石川県その他漁業（定置漁業等）	18,000トン

### 石川県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年4月19日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
金沢美川小松線	下記区間を道路区域から除外する。			石川土木総合事務所 維持管理課
	白山市上小川町800番12地先から 白山市松本町2314番1地先まで	28.12～66.90	184.4	

### 石川県告示第156号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年4月19日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢美川小松線	白山市松本町2527番地先から 白山市石立町188番1地先まで	令和6年4月21日	石川土木総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和6年4月19日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
主要地方道	金沢美川小松線	白山市松本町2527番地先から 白山市石立町188番1地先まで	石川土木総合事務所 維持管理課

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和6年4月21日

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー押越店

野々市市押越一丁目199番地 ほか44筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

(変更後) 株式会社バローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 森 克幸

岐阜県多治見市大針町661番地の1

ほか1者

3 変更の年月日

令和4年6月30日ほか

4 変更する理由

(1) 建物設置者を追加したため。

(2) 小売業者に変更が生じたため。

5 届出年月日

令和6年4月3日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和6年4月19日から同年8月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年8月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳

浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー押越店  
野々市市押越一丁目199番地 ほか44筆
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 縦覧による。  
収容台数 (イ) 9台  
(ロ) 40台  
(ハ) 23台  
(変更後) 位置 縦覧による。  
収容台数 (イ) 12台  
(ロ) 40台  
(ハ) 20台
    - イ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 位置 縦覧による。  
容量 238平方メートル  
(変更後) 位置 縦覧による。  
容量 238平方メートル
    - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 位置 縦覧による。  
容量 48.15立方メートル  
(変更後) 位置 縦覧による。  
容量 48.15立方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 株式会社バロー 9時から21時30分まで  
中部薬品株式会社 9時から21時30分まで  
未定 9時から翌午前0時まで  
(変更後) 株式会社バロー 9時から21時30分まで  
株式会社アクトス 9時から翌午前0時まで
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 位置 縦覧による。  
出入口の数 4箇所  
(変更後) 位置 縦覧による。  
出入口の数 5箇所
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) (A) 荷さばき施設 6時から22時まで  
(B) 荷さばき施設 1時から4時まで  
(C) 荷さばき施設 6時から22時まで  
(D) 荷さばき施設 6時から22時まで  
(変更後) (A) 荷さばき施設 6時から22時まで  
(B) 荷さばき施設 1時から4時まで  
(C) 荷さばき施設 6時から9時まで
- 3 変更する年月日  
令和6年12月4日
- 4 変更する理由

店舗の変更に伴い、施設の配置並びに運営方法に変更が生じるため

- 5 届出年月日  
令和6年4月3日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和6年4月19日から同年8月19日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和6年8月19日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

大日ダム土地改良区連合

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	寺田基喜	金沢市二ツ寺町イ44番地	令和6年3月28日
監事	澤村吉之	野々市市下林四丁目174番地	〃
〃	井家美智男	小松市矢田野町29の95番地	〃

#### 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

大日ダム土地改良区連合

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	西野儀彦	金沢市神野2丁目66番地	令和6年3月29日
監事	西川悦生	白山市相木町7番地	〃
〃	竹村感一	小松市月津町み29番地1	〃

#### 土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
小松東部土地改良区	令和6年4月11日

#### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和6年4月22日から同年5月23日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	瀬嵐地区	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
〃	熊野西部地区	〃	志賀町農林水産課

#### 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和6年4月22日から同年5月23日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (機構関連型)	若部・本江地区	県営土地改良事業計画書の写し	羽咋市産業建設部農林水産課

#### 県営緊急防災工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急防災工事計画を定めたので、その関係書類を令和6年4月22日から同年5月23日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
老朽ため池整備事業 (防災対策型)	徳田大池地区	県営緊急防災工事計画書の写し	七尾市産業部農林水産課
〃	寺ヶ谷内地区	〃	〃
〃	町長池地区	〃	志賀町農林水産課

#### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和6年4月22日から同年5月23日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦



覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	熊木地区	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

#### 基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (電子基準点測量)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	七尾市、小松市、輪島市、加賀市、白山市、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
基本測量 (電子基準点測量及び機動観測)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	珠洲市

#### 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年4月19日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市森ノ40番10	幅員 6.00m 延長 42.25m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和6年4月4日